

DISCLOSURE

2014 年版



フジフューチャーズ株式会社

もくじ

はじめに	2
主な記載事項について	2
1. 会社の概況	
①商号、許可年月日等	3
②事業の内容	6
③営業所の状況	8
④財務の概要	8
⑤発行済株式総数	8
⑥主要株主名	8
⑦役員 の 状況	9
⑧役員及び使用人の数	9
2. 営業の状況	
①営業の経過及び成果	9
②取引開始基準	15
③顧客数	16
3. 経理の状況	
①貸借対照表	17
②損益計算書	18
③株主資本等変動計算書	19
④個別注記表	20
⑤監査に関する事項	24
【追加情報】	25
【管理担当班組織図】	26

《はじめに》

本書は、平成 26 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載内容について》

1. 会社の概況

「商号、許可年月日等」 商号、代表者、許可年月日等、及び当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しています。

「営業所の状況」 本店所在地等について記載しています。

「財務の概要」 資本金、営業収益、経常利益、純資産額規制比率(*)等の主要な財務指標について記載しています。

* 純資産額規制比率＝純資産額／リスク額×100

純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として商品先物取引法施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

「発行済株式総数」 発行済株式の総数を記載しています。

「主要株主名」 発行済株式の 1%以上を保有する株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 役員の氏名等を記載しています。

「役員及び使用人の数」 社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業の経過及び成果」 業績について記載しています。

「取引開始基準」 受託等業務の適切な遂行のために定めている取引開始基準を記載しています。

「顧客数」 顧客数を記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」 資産、負債、純資産等について記載しています。

「損益計算書」 収益、費用等について記載しております。

「株主資本等変動計算書」 貸借対照表の純資産の変動状況について記載しております。

「個別注記表」 重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記等を記載しております。

「監査に関する事項」 当ディスクロージャー資料に対する各種計算書類についての監査状況について記載しております。

【追加情報】 平成 26 年 3 月期以降に変更・決定のあった重要事項等を記載しています。

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 有宗良治
所在地	東京都中央区新川一丁目16番3号
電話番号	03-5543-2211 (大代表)
許可年月日	平成22年12月13日
	許可番号：農林水産省「指令22総合第1337号」 経済産業省「平成22・12・13商第19号」
加入協会名	日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、 日本商品先物振興協会

[会社の沿革]

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営み、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、平成23年1月の商品先物取引法施行により、商品先物取引業者として許可更新をし、現在に至っております。

年月	概要
昭和38年9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる

昭和 43 年 5 月	資本金を 1 億 80 万円に増資
10 月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目 2 番地へ移転
昭和 44 年 5 月	資本金を 1 億 2,096 万円に増資
昭和 45 年 5 月	資本金を 1 億 4,515.2 万円に増資
昭和 46 年 1 月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和 46 年 5 月	資本金を 1 億 7,418.2 万円に増資
昭和 47 年 5 月	資本金を 2 億 6,127.3 万円に増資
昭和 48 年 5 月	資本金を 3 億 9,190 万円に増資
6 月	資本金を 4 億円に増資
昭和 49 年 5 月	資本金を 5 億円に増資
昭和 56 年 1 月	資本金を 5 億 196 万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和 58 年 5 月	仙台支店開設
昭和 59 年 1 月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成 元年 11 月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成 3 年 6 月	資本金を 5 億 4,000 万円に増資
8 月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年 3 月	資本金を 12 億 1,000 万円に増資
平成 8 年 3 月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4 月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11 月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年 6 月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成 12 年 3 月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8 月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成 13 年 5 月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
6 月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8 月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9 月	大阪商品取引所を脱退する

平成 13 年 11 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員(第 1 種商品取引受託業)の許可更新を受ける
平成 14 年 4 月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可更新を受ける
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成 15 年 11 月	関西商品取引所を脱退する
12 月	名古屋支店開設
平成 16 年 4 月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6 月	広島支店開設
9 月	横浜商品取引所を脱退する
10 月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成 17 年 4 月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5 月	日本商品清算機構の清算資格取得
9 月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成 18 年 6 月	資本金を 22 億 1000 万円に増資
平成 19 年 3 月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4 月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6 月	中部大阪商品取引所を脱退する
12 月	関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業(協議法人)の許可を受ける
平成 20 年 5 月	本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転
6 月	仙台支店を廃止する
7 月	東京支店を廃止する
9 月	金地金寄託売買業務を廃止する
平成 21 年 7 月	福岡支店を廃止する
11 月	大阪支社を廃止する
12 月	第二種金融商品取引業を廃止する
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所商品指数市場加入
4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場脱退
8 月	資本金を 10 億 1000 万円に減資
12 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引法施行による商品先物取引業者の許可更新を受ける
平成 23 年 1 月	取次業務に業態変更(取次先はドットコモディティ株式会社)
8 月	資本金を 5 億 1000 万円に減資

② 事業の内容

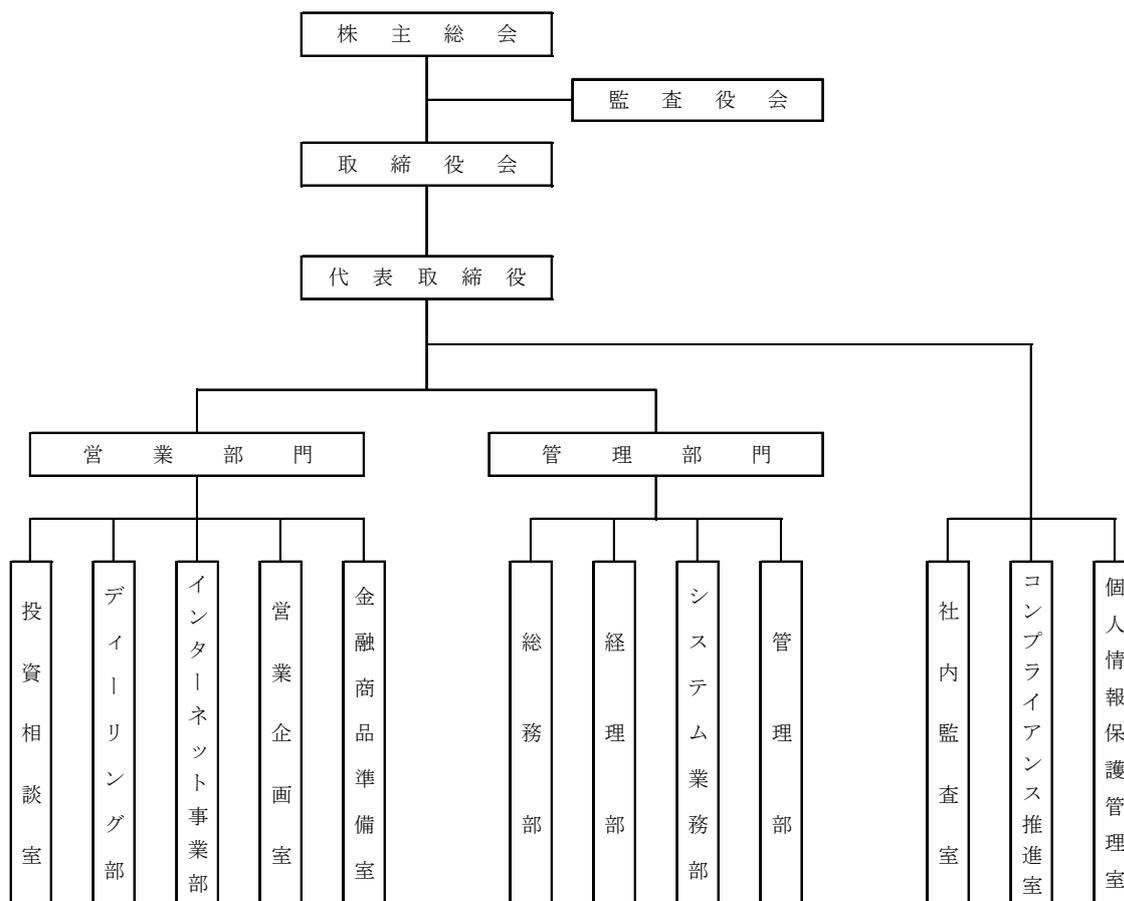
商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の委託の取次業務を行う。

取次先：ドットコモディティ株式会社（東京都渋谷区、代表：舟田 仁）

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【平成 26 年 3 月 31 日現在】



(2) 事業の内容

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引及び指数取引）（以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行ならびに委託の取次ぎをする業務（以下「受託等業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場に係る受託等業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託等業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

取引所名 \ 商品市場名 (略称)	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	石 油	ゴ ム	上場商品名
東京商品取引所	○					小豆、一般大豆、とうもろこし、とうもろこしオプション、大豆オプション
		○				粗糖、粗糖オプション
			○			金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、金オプション
				○		ガソリン、灯油、原油、軽油
					○	ゴム

ロ. 外国商品市場に係る受託等業務

該当なし

ハ. 店頭商品デリバティブに係る受託等業務

該当なし

ニ. 自己売買業務

上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

該当なし。

③ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号	03-5543-2211

④ 財務の概要（平成 26 年 3 月決算期）

(a)資本金	510,000 千円
(b)営業収益	681,841 千円
(c)受取手数料	650,597 千円
(d)売買損益	31,243 千円
(e)経常損益	△219,039 千円
(f)当期純損益	△194,923 千円
(f)純資産額規制比率	235.4 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしておりません。

⑥ 主要株主名（1%以上保有）

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数	議決権の割合
寺町 彰博	251,586,200 株	88.66%
フジフューチャーズ株式会社	118,247,800 株	---
寺町 美摩	29,200,000 株	10.29%
計	401,130,000 株	99.69%

⑦ 役員 の 状 況 (平 成 26 年 3 月 31 日 現 在)

役職名	氏 名	代表権 の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	有宗 良治	有	常勤
専務取締役	計盛 隆澄	無	常勤
取締役	中溝 一紀	無	常勤
監査役	富田 義昭	無	常勤
監査役	田中 三四郎	無	非常勤
監査役	赤司 修一	無	非常勤

(注) 監査役田中三四郎氏および赤司修一氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

	役員		使用人	合 計
		うち非常勤		
総 数	6 人	2 人	52 人	58 人
(うち外務員数)	(2 人)	(0 人)	(43 人)	(45 人)

(注) 嘱託社員も含む

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品先物取引業者としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。最適なりスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

当会計年度のわが国経済につきましては、政府主導の経済対策や金融緩和等により株価の上昇や円安が進み、海外経済の下振れリスクがあったものの、緩やかな回復傾

向で推移しました。

しかしながら、国内商品先物取引業界では、昨年4月に発生しましたこれまでにない貴金属市場の大暴落もあり、委託者預り資産が減少し、国内商品取引所における売買高は4,838万枚(前年度5,623万枚)と大幅に低下致しました。先行きにつきましても、引続き市場流動性の回復が大きな課題であり、売買高が下押しされるリスクは存在しているものの、大手ネット証券会社の市場参入、LNG（液化天然ガス）、電力先物等の総合エネルギー市場開設準備の動きが見られるほか、総合取引所構想等により、市場の活性化が期待されております。

さらに当社では、危機管理対応の強化、委託者資産の保護並びに手数料収入増加を目的とする新たなシステムの導入の取組みを行ってまいります。この計画は、内外経済・社会の構造変化や規制環境の変化等に対応する積極的な取組策であり、その中で新たなシステムの戦略軸を、以下の通り設定しております。

- ① 当社は、平成10年より現在の主力サービスであるインターネット取引「ヴィーナス」を開始し、その後平成19年に対面取引とインターネット取引を融合したシステム「ウィンザープラス」を提供しております。以来ブランド力の向上を目指し、システム機能の強化を図って参りましたが、現在の委託者のトレードツールは、PCやモバイルからタブレット端末やスマートフォンへ移行してきているため、今後はさらに利便性を追求した取引ツールや情報ツールへの改善を図ってまいります。
- ② 次期システムでは、ロスカットシステムを導入致します。このロスカットシステムは、顧客の取引証拠金が一定の金額を下回った場合、自動的に強制決済するシステムで、これまでもインターネット取引による外国為替証拠金取引（FX取引）においては一般的でしたが、対面営業の歴史の長い商品先物取引においては導入が進んでいませんでした。今回同システムを導入することにより、急激なマーケットの変動に対し委託者の損失を限定し委託者資産を保護することが出来るようになるため、委託者未収金の発生防止による事業リスクの大幅な改善、ひいては受取手数料収入の増加が見込めるものと考えております。
- ③ 自己ディーリングにおきましては、これまでの国内市場に加え新たに海外市場に対応した売買システムを導入し、引き続きリスク管理の徹底化を図り、継続的・安定的な収益確保を目指してまいります。

事業戦略を支える最適な経営基盤の確立にあたっては、安定的な内部統制システムの整備に努めるとともに、リスク・コンプライアンス体制の高度化を図り、経営の効率性、健全性を追求し、今後の収益向上に直結したサービス提供により、当社の収益力と競争力を高めてまいります。

今後とも時代の変化や顧客ニーズに応え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいります。

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおき、委託売買高が 1,122 千枚（前年比 27.3%減）となり、受取手数料は 650,597 千円（前年比 19.8%減）となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおき、売買損益は 31,243 千円の利益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 681,841 千円（前年比 19.5%減）となり、営業費用が 989,212 千円（前年比 14.4%増）となったため、営業損失は 307,370 千円となりました。

経常損失は 219,039 千円、当期純損失は 194,923 千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第52期 (自 平成25年4月1日) (至 平成26年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	68,514
砂糖市場	57
貴金属市場	467,606
石油市場	71,804
ゴム市場	42,616
小 計	650,597
未収収益計上額	0
そ の 他	0
小 計	0
合 計	650,597

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第52期 (自 平成25年4月1日) (至 平成26年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	10,101
砂糖市場	25
貴金属市場	10,383
石油市場	9,005
ゴム市場	1,705
小 計	31,219
商品先物取引評価損益	24
その他の売買損益	0
小 計	24
合 計	31,243

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 5 2 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日) (至 平成 26 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		55,502	27,978	83,480
砂糖市場		48	4	52
貴金属市場		815,752	28,318	844,070
石油市場		127,201	9,548	136,749
ゴム市場		52,970	4,986	57,956
合 計		1,051,473	70,834	1,122,307

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。(当期、オプション取引はございません。)

② 取引開始基準

フジフューチャーズ株式会社

取引開始基準

【対面取引】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当な対象者と規定し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の委託の受託を行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている方（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
- (2) 一定以上（年間 500 万円以上）の所得を有しない方
- (3) 一定以上（75 歳以上）の高齢の方
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

【電子取引 Venus】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当な対象者と規定し、一切の商品先物取引の受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う方
- (8) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の受託は行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 一定以上（年間 300 万円以上）の所得を有しない方
- (2) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

以上

④ 顧客数

顧客数 3,982 名（平成 26 年 3 月 31 日現在）

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,511,298	流動負債	8,099,521
現金及び預金	171,942	未払法人税等	5,656
委託者未収金	216,082	未払金	27,823
前払金	4,661	未払費用	13,000
前払費用	8,025	預り証拠金	7,840,184
保管有価証券	209,788	預り証拠金代用有価証券	209,788
差入保証金	7,121,075	預り金	3,067
委託者先物取引差金	758,329	特別法上の準備金	43,694
預託金	143,000	商品取引責任準備金	43,694
担保金	35,000	(商品先物取引法第221条)	
未収入金	2,381		
未収収益	7,053		
供託金	2,100		
貸倒引当金	△ 168,141	負債合計	8,143,215
固定資産	302,087	純 資 産 の 部	
有形固定資産	214,497	株主資本	670,170
建物及び設備	164,169	資本金	510,000
器具備品	50,167	資本剰余金	3,085,000
土地	160	その他資本剰余金	3,085,000
無形固定資産	936	利益剰余金	△ 1,691,112
ソフトウェア	228	その他利益剰余金	△ 1,691,112
電話加入権	708	別途積立金	933,885
投資その他の資産	86,653	繰越利益剰余金	△ 2,624,997
投資有価証券	11,909	自己株式	△ 1,233,716
関連会社株式	10,000		
長期委託者未収金	96,477		
差入保証金	40,555		
長期貸付金	383		
長期未収金	76		
ゴルフ会員権	12,110		
貸倒引当金	△ 84,860		
		純資産合計	670,170
資産合計	8,813,385	負債及び純資産合計	8,813,385

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成25年 4月 1日 〕
〔 至 平成26年 3月 31日 〕

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営 業 収 益		681,841
		受 取 手 数 料	650,597	
		売 買 損 益	31,243	
		営 業 費 用		989,212
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	989,212	
		営 業 損 失		307,370
益 の 部	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		88,331
		受 取 利 息	777	
		雑 収 入	14,488	
		貸 倒 引 当 金 戻 入	73,065	
		経 常 損 失		219,039
特 別 損 益 の 部		特 別 利 益		28,279
		商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	10,000	
		投 資 有 価 証 券 清 算 益	17,554	
		固 定 資 産 売 却 益	725	
		特 別 損 失		1,873
		固 定 資 産 除 去 売 却 損	1,873	
		税 引 前 当 期 純 損 失		192,633
		法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,290
		当 期 純 損 失		194,923

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当期首残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000	—	933,885
当期変動額	—	—	—	—	—	—
資本金の減少	—	—	—	—	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000	—	933,885

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	△ 2,430,074	△ 1,496,189	△ 1,233,716	865,093	865,093
当期変動額	—	—	—	—	—
資本金の減少	—	—	—	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—
当期純損失	△ 194,923	△ 194,923	—	△ 194,923	△ 194,923
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 194,923	△ 194,923	—	△ 194,923	△ 194,923
当期末残高	△ 2,624,997	△ 1,691,112	△ 1,233,716	670,170	670,170

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品先物取引法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満)	額面金額の 80%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(b) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(c) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(d) 特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(e) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 貸借対照表に関する注記

(a) 担保に供している資産の内訳

イ. 商品先物取引法等関係法令によりドットコモディティ株式会社に預託している資産

取引証拠金として

差入保証金 7,078,075 千円

保管有価証券(代用分) 209,788 千円

合 計 7,287,863 千円

差入保証金として 43,000 千円

ロ. 商品先物取引法施行規則第 98 条 1 項 4 号に基づき日本商品委託者保護基金に預託している資産

預託金として 35,000 千円

ハ. 裁判所に預託している資産

供託金として 21,000 千円

(d) 有形固定資産の減価償却累計額

224,138 千円

(3) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	402,000 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	402,000 千株

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	118,247 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	118,247 千株

(4) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び貸倒引当金の否認等であり、回収可能性がないため資産計上しておりません。

(5) リースにより使用する固定資産に関する注記

器具備品	電子計算機およびノートパソコン等
ソフトウェア	汎用電子計算機ソフトウェア等

(6) 金融商品に関する取引

(a) 金融商品の状況に関する注記

当社は、商品先物取引を中心とする金融・投資サービスを行っております。
委託者未収金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として㈱東京工業品取引所の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(b) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	171,942	171,942	—
(2) 委託者未収金	216,082	216,082	—
貸倒引当金	△168,141	△168,141	—
(3) 保管有価証券	209,788	209,788	—
(4) 差入保証金 (流動資産)	7,121,075	7,121,075	—
(5) 長期委託者未収金	96,477	96,477	—
貸倒引当金	△84,860	△84,860	—
(6) 差入保証金 (固定資産)	40,555	40,555	—
(7) 長期貸付金	383	383	—
(8) 長期未収金	76	76	—
(9) 未払金	27,823	27,823	—
(10) 預り証拠金	7,840,184	7,840,184	—
(11) 預り証拠金 代用有価証券	209,788	209,788	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 委託者未収金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 保管有価証券及び(11) 預り証拠金代用有価証券

これらは、顧客よりの取引証拠金として有価証券を預かったものを保管しているものであり、時価については、商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(4) 差入保証金(流動資産)及び(10) 預り証拠金

これらは、主として顧客から取引証拠金を現金及び預金として預かりドットコモディティ㈱に差入れているものであり、流動的であるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期委託者未収金

これは、委託者未収金のうち回収が長期化している債権であり、回収可能性を検討し回収が見込まれないものについては、貸倒引当金を計上しております。すなわち貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(6) 差入保証金(固定資産)

これは、主として本社事務所の賃借契約保証金として住友不動産㈱に差入れているもの等であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなし、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期貸付金及び(8) 長期未収金

これらは、貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(9) 未払金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額11,909千円)及び子会社株式(同計上額10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(7) 関連当事者との取引に関する注記

①役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主及び近親者	寺町 博(故人)	—	—	前代表取締役会長兼社長	—	—	貸付金の清算(注1)	48,900	長期貸付金	0
							未収利息の清算(注1)	137,292	長期未収金	0
							退職金の清算(注1)	202,583	長期未払金	0

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金及び利息は退職金と相殺する方法で清算しております。また、貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

②子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株くらぶ株式会社	東京都中央区	10,000	金融仲介業	所有直接100%	役員の兼任	出資	10,000	子会社株式	10,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(8) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務は負債計上に代えて、不動産賃貸契約に基づく保証金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(9) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2円36銭
1株当たり当期純損失	68銭

(10) 追加情報

(1) 前代表取締役との係争事件

前代表取締役（二人）うちの一人である寺町美摩氏と取締役の選任をめぐり現在係争中である。

また、当社としてはこの他、寺町美摩氏取締役在任中における善管注意義務・忠実義務違反を原因とする120百万円の損害賠償請求を提訴（平成24年8月10日）し係争中である。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

【追加情報】

1. 平成 26 年 2 月 28 日開催の臨時株主総会にて、効力発生日は平成 26 年 3 月 31 日とし、定款の一部変更の承認の決議がなされました。

新	旧
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (6) 金融商品取引法に基づく金融商品取引業および金融商品仲介業。 <u>(10) コンサルティング業務</u> <u>(11) マーケティング業務</u> (12) 前各号に付随する一切の業務。</p> <p><u>(株券の発行の廃止)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券は発行しない。</p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (6) 金融商品取引法に基づく金融商品取引業。【追加】</p> <p>【新設】 【新設】 (10) 前各号に付随する一切の業務。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を發行する。</p>

2. 平成 26 年 3 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日付で中溝取締役の常務取締役就任が決定いたしました。
3. 平成 26 年 6 月 30 日開催の第 52 回定時株主総会にて、取締役及び監査役が次のとおり選任されました。

代表取締役社長	有 宗 良 治
専務取締役	計 盛 隆 澄
常務取締役	中 溝 一 紀
常勤監査役	富 田 義 昭
社外監査役 (非常勤)	田 中 三四郎 (株式会社アド・バイオ 代表取締役)
社外監査役 (非常勤)	赤 司 修 一 (赤司総合法律事務所 代表弁護士)

4. 取次先会社であるドットコモディティ株式会社が楽天証券株式会社と合併することにより、平成 26 年 7 月 1 日より取次先会社が下記の通り変更となります。

取次先：楽天証券株式会社 (東京都品川区、代表：楠雄治)

以 上

【管理担当班組織図】

平成 26 年 3 月 31 日現在

